

社会福祉協力校指定要領

平成5年4月1日

要領 第 4 号

1. 趣 旨

小学校及び中学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕、社会連帯の心を培うとともに、児童・生徒を通して、家族及び地域社会との関連を深め、「福祉のまちづくり」実現と啓発を図ることを目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「社協」という。）

3. 社会福祉協力校の指定及び助成

- 三芳町立小学校・中学校の中から教育委員会の推薦のもとに、社協が当該年度ごとに、予算の範囲内で決定する。
- 指定期間は3年とする。ただし、再指定をすることができる。
- 社協は、指定校に対し、1校あたり年5万円を限度とし、活動に要する経費として助成金を交付する。

4. 社会福祉協力の活動

協力校は、それぞれの学校と地域の実情に基づき、概ね下記事項の中から必要且つ適切な活動をする。

- イ 福祉講演会、映画会、展示会などによる啓発活動
- ロ 社会福祉についての調査・研究活動
- ハ 地域の高齢者、障害者などに対する福祉活動
- ニ 施設への訪問、見学活動
- ホ 社会福祉関係行事への参加
- ヘ 福祉関係紙（誌）、学校新聞などによる広報活動
- ト 体育祭、文化祭などの学校行事へ高齢者などを招待する活動
- チ 協力校相互間の交流、学習活動

- リ 家庭、地域社会への啓発活動
- ヌ その他目的達成のため必要な活動

5. 協力校の指定基準及び方法

- 協力校の指定は、福祉活動について児童、生徒、PTA及び地域住民の協力が期待できることを基準として、社協会長が指定する。
- 社協会長は、福祉協力校を決定したときは、すみやかに教育委員会及び福祉協力校に通知する。

6. 事業計画書及び事業成果表の提出

福祉協力校の校長は、年度ごとに当該年度の事業計画書を、また年度終了ごとに事業成果表を社協会長に提出する。

7. 委 任

この要領に定めのない事項について、必要があるときは、社協会長が定める。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。